

令和8事業年度

〔 自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月 31日 〕

第 2 2 期

事業計画(変更)

東日本高速道路株式会社

I. 高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法第10条に基づき、高速道路株式会社が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、高速道路株式会社法施行規則第11条第1項で規定されているとおり、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、当該事業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

令和8事業年度の事業計画については、事業全体としては総額17,563億円を予定している。資金計画については、総額13,783億円の資金を社債の発行や民間金融機関からの借入金等により調達する予定である。収支予算については、当期純利益として▲18億円発生する予定である。

なお、事業の実施に当たっては、新たな知見を踏まえた高速道路の効率的な維持管理を図るとともに、高速道路の維持管理のあり方や将来像、高速道路を持続的に利用する枠組み等の議論を踏まえ、実現可能な取組から順次適切に実施するなど、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）の中期計画を踏まえ、国及び機構と連携するものとする。

II. 事業計画

1. 高速道路事業に係る事業計画

令和8事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等で構成される。

高速道路の新設、改築については、信頼性の高い高速道路ネットワークを構築するため、計画的かつ重点的な高速道路整備を行うとともに、その機能向上強化を図るため、6,002億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと5,518億円）を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理については、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、6,025億円の事業費を予定している。また、長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模更新及び大規模修繕を実施するため、4,999億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る令和8事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	東関東自動車道など計5道路85kmの新設、関越自動車道など計20道路217kmの改築	6,002
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	北海道縦貫自動車道など計33道路3,943kmの維持、修繕、災害復旧その他の管理	6,025
	北海道縦貫自動車道など計24道路698kmの大規模更新及び大規模修繕	4,999
高速道路株式会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		—
高速道路株式会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		—
合計A（高速道路事業）		17,058

2. 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

令和8事業年度における高速道路事業以外の事業については、休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等、及びその他事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理については、高速道路の供用に伴う新規のサービスエリア等の建設、既存サービスエリア等の管理及び今後の事業準備を行うため、137億円の事業費を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等については、高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業を着実に実施するため、353億円の事業費を予定している。

なお、その他の事業については、駐車場事業、トラックターミナル事業、高架下の占用施設を活用した事業、宿泊事業、カード事業などを展開するため、15億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の事業に係る令和8事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	北海道縦貫自動車道有珠山サービスエリアなど計320箇所のサービスエリア・パーキングエリアの管理	137
国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等（※1）	「関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業に伴う工事等の施行に関する細細目協定」に基づく受託事業ほか	353
高速道路株式会社法第5条第2項に規定された以外的高速道路における休憩所、給油所等の建設・管理		—
その他の事業（※2）	駐車場事業1箇所、トラックターミナル事業2箇所、占用施設活用事業73箇所、宿泊事業2箇所、カード事業ほか	15
合計B（高速道路事業以外）		505
合計（A+B）（全事業）		17,563

※1 この中には、会社法第5条第5項に基づく、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づき行う高速道路事業に関連する事業（所要資金57億円）を含む。

※2 この中には、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第10条第1項に基づく海外道路調査等事業等（所要資金3億円）を含む。

令和8事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

単位：億円（税込）

科 目	金 額		
	合 計	高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
（営業的収入）			
高速道路事業営業収入	9, 230	9, 230	
関連事業営業収入	590		590
SA・PA事業収入	124		124
その他の事業収入	13		13
受託事業収入	453		453
営業外収入	—		—
（資本的収入）			
社債・借入金	13, 783	13, 783	(13, 783)
財政融資資金借入金	—	—	(—)
機構からの無利子借入金	32	32	(32)
社債	10, 100	10, 100	(10, 100)
民間借入金	3, 652	3, 652	(3, 652)
前期繰越金	3, 692	3, 519	(2, 177)
合 計	27, 295	26, 532	(15, 960)
支出の部			
（営業的支出）			
高速道路管理費	2, 603	2, 603	
道路維持管理費	1, 590	1, 590	
道路業務管理費	695	695	
一般管理費等	318	318	
道路資産賃借料	6, 255	6, 255	
関連事業管理費	442		442
SA・PA事業管理費	78		78
その他の事業管理費	11		11
受託事業営業費	353		353
（資本的支出）			
高速道路新設・改築費	6, 002	6, 002	(5, 959)
新設・改築費	5, 518	5, 518	(5, 475)
一般管理費	241	241	(240)
支払利息等	243	243	(243)
高速道路修繕費	3, 455	3, 455	(2, 826)
修繕費	3, 076	3, 076	(2, 472)
一般管理費	313	313	(287)
支払利息等	66	66	(66)
高速道路特定更新等工事費（修繕）	4, 999	4, 999	(4, 999)
修繕費	4, 730	4, 730	(4, 730)
一般管理費	183	183	(183)
支払利息等	86	86	(86)
関連事業建設費	63		63
SA・PA事業建設費	59		59
その他の事業建設費等	4		4
社債等償還金	100	—	100
次期繰越金	3, 377	3, 220	(2, 177)
合 計	27, 295	26, 532	(15, 960)

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 高速道路事業欄の（ ）書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画である。

※ 高速道路管理費、高速道路新設・改築費及び高速道路修繕費には、高速道路事業の利益剰余金を活用した、道路脱炭素化施策に伴う支出（16億円）及び安全対策やサービス高度化に資する事業に伴う支出（17億円）を含む。

■収支予算書

添 付

令和8事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円（税抜）

科 目	金 額		
	合 計	高速道路事業	高速道路事業以外
I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	21,898	21,898	
(1) 料金収入	8,391	8,391	
(2) その他収入	13,507	13,507	
・道路資産完成高	13,507	13,507	
2. 営業費用	21,906	21,906	
(1) 道路資産賃借料	5,677	5,677	
(2) 道路資産完成原価	13,528	13,528	
(3) 管理費用	2,701	2,701	
・維持修繕費	1,443	1,443	
・管理業務費	643	643	
・一般管理費	267	267	
・租税公課	30	30	
・減価償却費	318	318	
高速道路事業営業利益	▲8	▲8	
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益	446		446
(1) SA・PA事業収入	113		113
(2) その他の事業収入	12		12
(3) 受託事業収入	321		321
2. 営業費用	434		434
(1) SA・PA事業費	100		100
(2) その他の事業費	13		13
(3) 受託事業費	321		321
関連事業営業利益	12		12
全事業営業利益	4	▲8	12
III. 営業外収益	—	—	—
IV. 営業外費用	18	18	0
経常利益	▲15	▲26	11
V. 特別利益	—	—	—
VI. 特別損失	—	—	—
税引前当期純利益	▲15	▲26	11
法人税、住民税及び事業税	4	—	4
法人税等調整額	—	—	—
当期純利益	▲18	▲26	8

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 高速道路事業営業利益には、高速道路事業の利益剰余金を活用した、道路脱炭素化施策に伴う損失（14億円）及び安全対策やサービス高度化に資する事業に伴う損失（12億円）を含む。